

「LDN487 株を利用して生産されたプルナーゼ」に係る食品健康影響評価に関する
審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和 7 年 1 月 29 日～令和 7 年 2 月 27 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2 件
4. 意見・情報及び食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
食品や添加物の安全性に関してはデータだけでは予測できない事象が発生する可能性があるため 実際には長期的な健康影響や環境への影響を見極めるために実験が必要とされることが一般的です 食品や添加物の安全性を確認する際 実際に生物学的、化学的、毒性学的試験が行われることが多い これは 理論やデータだけでなく 実際の物理的な実験による確認が必要だからです 特に新しい技術や物質については 長期的な影響や予期しない反応を評価するために 実験が不可欠です データだけではカバーできないリスクがあると考えられます AIさんがそう仰ってます	食品安全委員会の食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて実施しています。 また、食品安全委員会における遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物（以下「遺伝子組換え添加物」という。）の食品健康影響評価においては、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき、申請者から提出された実験データ等を踏まえ実施しています。 遺伝子組換え添加物の食品健康影響評価では、組換えDNA技術によって宿主に付与されることが予想される全ての形質の変化について、これらがヒトの健康に対し予期せぬ有害影響を与える可能性がないことを明らかにするための評価を行うこととしています。具体

「従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。」ということで、粛々と「人の健康を損なうおそれはないと判断し」ていますが、平成16年の「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」自体を見直すべきではないでしょうか？ 現代の科学レベルでわかっていない（悪影響が明確でない）からと言って、「健康を損なうおそれがない」と判断するのは、「申請者サイド寄り」ではないでしょうか？現代科学で解明されていないものが多い遺伝子組換え品については、原則、禁止としてください。	的には、導入遺伝子の安全性、導入遺伝子の導入方法、導入遺伝子及びその近傍配列から新たな有害物質が生成される可能性、遺伝子産物のアレルギー誘発性等を踏まえて審議した結果、従来のプルラナーゼと比較して、新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。 また、遺伝子組換え添加物の使用等についてのご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、消費者庁に情報提供いたします。
--	---

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。